

# 最高人民法院 「人民法院のインターネット上での裁 判文書の公開に関する規定」

2014年1月1日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

## 最高人民法院「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」

最高人民法院の「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」は、2013年11月13日、最高人民法院審判委員会第1595回会議にて可決され、ここに公布する。2014年1月1日から施行する。

最高人民法院  
2013年11月21日  
法積〔2013〕26号

### 最高人民法院

#### 「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」

(2013年11月13日、最高人民法院審判委員会第1595回会議にて可決)

審判公開の原則を徹底し、人民法院のインターネット上での裁判文書の公開を規範化し、司法の公正を促進し、司法の公信力を高めるため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの関連規定に基づき、人民法院の活動の実情を踏まえ、本規定を制定する。

#### 第一条

人民法院は、インターネット上に裁判文書を公開するに当たって、法に従い、速やかに、適正に、真実に基づいて行わなければならない。

#### 第二条

最高人民法院は、インターネット上に中国裁判文書網を開設し、各級人民法院の発効済裁判文書を統一的に公開する。各級人民法院は、中国裁判文書網において公開した裁判文書の品質に対して責任を負う。

#### 第三条

各級人民法院は、インターネット上に公開した裁判文書の管理を行う専門機関を指定しなければならない。当該機関は、以下の職責を果たす。

- (一) 裁判文書の公開を手配し、裁判文書をアップロードする。
- (二) 公開された裁判文書に書き間違い、又は技術的な処理の不具合などの問題が存在した場合、関係官庁に協力して速やかに処理する。
- (三) その他の関連する指導、監督、評価を行う。

#### 第四条

人民法院の発効済裁判文書は、インターネット上に公開されなければならない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 国家機密、個人のプライバシーに関わる場合
- (二) 未成年者の違法行為や犯罪行為に関わる場合
- (三) 調停によって事件を解決する場合
- (四) インターネット上で公開すべきでない場合

#### 第五条

人民法院は、案件受理通知書、応訴通知書において、インターネット上で公開する裁判文書の範囲を当事者に通知し、政務ウェブサイト、タッチスクリーン、訴訟の手引きなど複数の方法を通じて、人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定を公衆に告知しなければならない。

#### 第六条

人民法院は、インターネット上で裁判文書を公開するとき、当事者の氏名又は名称などの真実の情報を公開しなければならない。ただし、符号に置き換える形で、次に掲げる当事者及び訴訟参加者の氏名について匿名化処理を必ず行わなければならない。

- (一) 家事、相続をめぐる紛争事件における当事者及びその法定代理人
- (二) 刑事事件における被害者及びその法定代理人、証人、鑑定人
- (三) 3年間の有期懲役以下の刑罰を言い渡され、刑事処罰を免れ、かつ累犯又は常習犯に属さない被告人

#### 第七条

人民法院は、インターネット上で裁判文書を公開するとき、次に掲げる情報を削除しなければならない。

- (一) 自然人の自宅住所、連絡方法、身分証明書の番号、銀行の口座番号、健康状況などの個人情報
- (二) 未成年者の関連情報
- (三) 法人及びその他の組織の銀行の口座番号
- (四) 営業秘密
- (五) 公開すべきでないその他の内容

#### 第八条

担当裁判官又は人民法院が指定する専任者は、裁判文書の発効から7日以内に本規定の第六条、第七条の要求に従って技術的な処理を完了した上で、当該裁判文書を、当該法院

でインターネットによる裁判文書の公開を担当する専門機関に提出し、中国裁判文書網に公開しなければならない。

#### 第九条

単独裁判官又は合議体は、本規定第四条第四号のインターネット上で公開すべきでない事由が裁判文書にあると考える場合、意見及び理由を書面で部署責任者に提起しなければならない。部署責任者は当該意見及び理由を審査した後で、主管副院長に報告し、査定を仰がなければならない。

#### 第十条

インターネット上に公開された裁判文書は、本規定に従って技術的な処理が行われる以外に、当事者に送達した裁判文書と一致しなければならない。

人民法院は、当事者に送達する裁判文書を補正する場合、補正の裁決を速やかにインターネット上に公開しなければならない。

#### 第十一条

人民法院がインターネット上に公開する裁判文書は、ネットワーク伝送の故障に起因して当事者に送達した裁判文書との不一致を招いた場合を除いて、修正又は差換えを行ってはならない。法定の理由又はその他の特別な原因により、確かに撤回する必要がある場合、高級人民法院以上の法院でインターネットによる裁判文書の公開を担当する専門機関が、撤回するかどうかを審査により決定し、中国裁判文書網にて撤回及び登記、届出の手続を行わなければならない。

#### 第十二条

中国裁判文書網は、公衆が裁判文書の検索、閲覧を行いやすいように、操作が簡便な検索、閲覧システムを提供しなければならない。

#### 第十三条

最高人民法院は、地方の各級人民法院のインターネットによる裁判文書の公開について、監督と指導を担当する。

高級人民法院は、管轄区内の各級人民法院のインターネットによる裁判文書の公開について、手配、指導、監督、検査を担当する。

#### 第十四条

各高級人民法院は、本規定の実施過程において、実情を踏まえて実施細則を制定することができる。中西部地域の基層人民法院のインターネットによる裁判文書公開スケジュール

ルは、高級人民法院が決定した上で、最高人民法院に報告し、届出を行う。

#### 第十五条

本規定は、2014年1月1日から実施する。最高人民法院が2010年11月8日に制定した「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」（法発〔2010〕48号）は、本規定の実施と同時に廃止する。最高人民法院が以前に公布した司法解釈と規範性文書が本規定と一致しない場合、本規定に準ずる。

出所：

2013年11月29日付け最高人民法院ホームページを基にJETRO北京事務所にて日本語仮訳を作成。

[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201311/t20131129\\_189898.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201311/t20131129_189898.htm)